

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成17年4月21日(木)午後3時~午後3時30分  
場所 小田原市役所 301会議室

2 出席した教育委員の氏名

2番委員 青木秀夫

3番委員 桑原妙子

4番委員 安藤實英

5番委員 横田俊一郎

(1番委員 島田祐子は、風邪のため、欠席)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 石嶋 襄

生涯学習部長 白木 章

生涯学習部次長 今村 清晴

教育政策課長 杉崎 公

学校教育課長 椎野 美乃

生涯学習政策課長 中村 悟

スポーツ課長 守屋 良治

学校教育課長補佐(指導) 佐宗 修二

(書記)

教育政策課教育政策担当主査 杉山 博之

教育政策課主査 田代 勝美

4 議事日程

日程第1 報告第5号 事務の臨時代理の報告について(社会教育主事の任命)(教育政策課)

日程第2 議案第13号 平成18年度使用教科用図書の採択方針について(学校教育課)

日程第3 議案第14号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて（生涯学習政策課）

日程第4 議案第15号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて（生涯学習政策課）

日程第5 議案第16号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて（スポーツ課）

## 5 議事の概要

（1）委員長開会宣言

（2）3月定例会の会議録承認…桑原委員報告

（3）会議録署名委員の決定…青木委員・横田委員に決定

（4）日程第1 報告第5号 事務の臨時代理の報告について（社会教育主事の任命）

提案理由説明…教育長・教育政策課長

青木教育長 …それでは、報告第5号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。去る4月1日付けで、別紙のとおり社会教育主事の任命をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

教育政策課長…それでは御説明させていただきます。報告第5号の2ページを御覧ください。社会教育主事は、社会教育法に基づきまして社会教育を行うものに専門的、技術的な助言と指導を与えるため、教育委員会の事務局に置くこととなっております。社会教育主事の資格につきましては、中ほどの参考のところに掲げてありますが、生涯学習政策課主任石塚比佐夫（いしづか ひさお）については、社会教育法第9条の4の第1項において

「大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの」を満たし、同項の口に該当します。青少年課主任前川佳世（まえかわ かよ）につきましては、社会教育法第9条の4の第3項の「大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの」に該当しますので、平成17年4月1日付けで社会教育主事に任命したものでございます。以上でございます。

（質疑・意見等なし）

（5）日程第2 議案第13号 平成18年度使用教科用図書の採択方針について

提案理由説明...教育長・学校教育課長

青木教育長 ...それでは、議案第13号「平成18年度使用教科用図書の採択方針について」を御説明申し上げます。これは、平成18年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

学校教育課長...それでは、議案第13号「平成18年度使用教科用図書の採択方針について」説明申し上げます。昨年度の3月の教育委員会協議会で、採択検討委員会に係る要綱と、その委員と調査員、予算案、及び採択までの日程につきましてご協議いただきました。本日は、小田原市教育委員会の採択方針につきまして、ご審議と採決をお願いいたします。お手元の資料の教科用図書採択方針でございますが、1 平成18年度使用教科用図書の採択について、(1)小学校用教科書、中学校用教科書及び盲・聾・養護学校用教科書は、学校教育法第107条の規定による教科用図書(以下、「107条図書」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(平成18年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択する。(2)小田原市採択検討委員会は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告する。

( 3 ) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択に至る経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保する。2 教科用図書採択基準ですが、( 1 ) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。( 2 ) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。( 3 ) 学校、児童・生徒、地域等の特性を生かして採択する。以上は、県教育委員会の採択方針に基づいて作成いたしましたものでございます。今年度の県教育委員会の採択方針は、4月26日の県教育委員会定例会で決定されますが、平成16年度のものとはほぼ同様と聞いておりますので、5月9日の採択検討委員会の前に教育委員会で決定する必要があるため、本日議案として提案いたしました次第であります。以上で、「平成18年度使用教科用図書の採択方針について」の説明を終わります。

横田委員 ... 1 平成18年度使用教科用図書の採択についての「( 2 ) 小田原市採択検討委員会は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告する。」をもう少し詳しく説明してください。

学校教育課長... 調査研究の目的は、教科書を比較することではなく、教科書を長短所を含め様々な視点から調査研究するものですので、検討委員会の段階で教科書を絞り込まないということです。

桑原委員 ... 1 平成18年度使用教科用図書の採択についての「( 1 ) 小学校用教科書、中学校用教科書及び盲・聾・養護学校用教科書は、学校教育法第107条の規定による教科用図書(以下、「107条図書」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(平成18年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択する。」とありますが、「107条図書」は他のどこかで決められているのですか。

学校教育課長... 「107条図書」は、特殊学級で使う教科書で、通常級よりももう少し広範囲から選ばれます。

安藤委員長 ... 教科書を全種類読まなくても分かるような、各教科書の特徴等が分かり

やすく、他社と比較検討できるような参考図書はありますか。また、採  
択検討委員会は、公開予定ですか。

学校教育課長... 1つ目の御回答ですが、比較している参考図書はございませんが、各教  
科書会社の力点が盛り込まれているものとして、2 教科用図書採択基  
準の(1)文部科学省の「教科書編集趣意書」があります。他に、県教育  
委員会が委嘱した調査員が作成した資料、小田原市の調査員(教員)が  
作成した資料もございます。正式な資料は、その3つですが、他に各教  
科書会社が一般向けにコンパクトに作ったものがございます。以上につ  
いては、入手次第お送りいたします。2つ目の御回答ですが、検討委員  
会は、教育委員のほか市P連、保護者代表、校長会代表等から成り、広報  
でも開催の旨を周知し、一般傍聴も可能で公開です。

安藤委員長 ...各教科書は、どれくらい差があるのでしょうか。

学校教育課長...学習の最低基準の学習指導要領に基づいて、検定を合格しておりますの  
で、一定のレベルには達しております。あとは、各社が創意工夫して発展  
的内容をどこまで盛り込むかで差が出てくるものと思われま

桑原委員 ...昨年の小学校教科書採択で感じましたが、例えば音楽ですと、編集者によ  
って非常に差がありますね。

安藤委員長 ...例えば、円周率は、各教科書で「3」とか「3.14」とかバラバラに  
なってしまう可能性はありますか。

学校教育課長...円周率は「3」と教えなさいとなっている訳ではありませんので、各社  
バラバラになることは無いと思われま

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第3 議案第14号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

日程第4 議案第15号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えにつ  
いて

日程第5 議案第16号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えにつ  
いて

提案理由説明...教育長・生涯学習政策課長・スポーツ課長

青木教育長 ...それでは、議案第14号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」から、議案第16号「小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて」までを一括御説明申し上げます。社会教育委員及び郷土文化館協議会委員につきましては、いずれも推薦母体であります小田原市校長会等からの4月1日付けの教職員の人事異動に伴う推薦替えによるものでございます。スポーツ振興審議会委員につきましては、推薦母体であります関係行政機関の職員の異動に伴う推薦替えによるものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

生涯学習政策課長...それでは私から、議案第14号及び議案第15号について、一括して御説明申し上げます。まず、議案第14号の「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」につきまして御説明申し上げます。小田原市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。現在、社会教育委員は、平成16年8月1日から平成18年7月31日までの2年任期で、継続中ですが、このたび小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、山本和重（やまもと かずしげ）氏及び草柳寛（くさやなぎ ひろし）氏が、平成17年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任として、新たに小田原市校長会から、小田原市立下中小学校長の酒井俊郎（さかい としろう）氏及び小田原市立城南中学校長の松岡輝宏（まつおか てるひろ）氏を御推薦いただきましたが、社会教育委員として適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものです。次に、議案第15号の「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」につきまして御説明申し上げます。小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。現在、郷土文化館協議会委員は、平成15年9月1日から平成17年8月31日までの2年任期で、継続中ですが、このたび、小田原市校長会の代表として、委嘱しておりました、尾崎恭一（おざき きょういち）氏及び小林和彦（こ

ばやし かずひこ)氏が、平成17年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任として、小田原市校長会から小田原市立大窪小学校長の樋口文子(ひぐち ふみこ)氏及び小田原市立片浦中学校長の廣井三枝子(ひろい みえこ)氏を御推薦いただきましたが、郷土文化館協議会委員として適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものです。以上で議案第14号及び議案第15号につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

スポーツ課長...それでは、議案第16号の小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて、細部のご説明を申し上げます。スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条第4項の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から選出することになっております。現在、スポーツ振興審議会委員は、平成16年9月1日から平成18年8月31日までの2年任期の継続中ですが、このたび、推薦母体であります、県立体育センターの人事異動に伴い、新委員の推薦がありました。県立体育センターから選出され、委嘱しておりました高木亮(たかぎ まこと)委員に代わり、高橋悟(たかはし さとる)委員の推薦をいただきました。これにつきまして、スポーツ振興審議会委員として適任と思っておりますので、委嘱いたしたく提案するものです。任期は、前任者の残任期間の平成17年4月1日から平成18年8月31日までとなります。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(7)委員長閉会宣言

平成17年 月 日

委 員 長

署名委員（横田委員）

署名委員（青木委員）